

事務連絡  
令和2年11月10日

市内居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
管理者各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る特定事業所加算の取扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、居宅介護支援事業所が算定する特定事業所加算の下記算定要件について、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染症対策徹底を図るため、下記のとおり取扱うことといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 特定事業所加算の算定要件

- (1) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (2) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (3) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

2. 今後の取扱い

電話や文書、メール、インターネット等を活用したオンライン会議等による事例検討会等を実施した場合も、上記の算定要件を満たしているものとして取扱う。

3. 取扱いの期間

当面の間（取扱いを終了する場合は、改めて通知します。）

4. 新たに特定事業所加算を算定する際の事例検討会等については、実施する見込みとして計画書等を作成し、届出書及び添付書類の提出を行っていただきますようお願いいたします。

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067（直通）
F A X	058-383-6365（市代表）
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp